

新規就農者等担い手の確保・育成に向けた連携に関する協定書

福島県、福島県農業協同組合中央会、公益財団法人福島県農業振興公社、一般社団法人福島県農業会議、福島県農業共済組合、福島県土地改良事業団体連合会、うつくしまふくしま農業法人協会及び福島県指導農業士会（以下「関係組織」という。）は、本県における新規就農者等担い手の確保・育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、関係組織が連携協力し、本県における新規就農者等担い手の確保・育成に資することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

関係組織は、次の事項について連携する。

- （1）新規就農者等担い手の確保に関する事
- （2）新規就農者等担い手の育成に関する事
- （3）新規就農者の定着に関する事
- （4）関係組織による協議会の設置・運営に関する事
- （5）その他目的達成のために必要な事項

第3条（協議会）

前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、協議会を設置する。

なお、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第4条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3月前までに、関係組織のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

第5条（その他）

この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、関係組織で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を8通作成し、8者が署名の上、各1通を保有する。

令和4年4月18日

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事

内堀雅雄

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番1号

福島県農業協同組合中央会
代表理事会長

菅野寿志

福島県福島市中町8番2号

公益財団法人福島県農業振興公社
理事長

芳見茂

福島県福島市中町8番2号

一般社団法人福島県農業会議
代表理事会長

鈴木理

福島県福島市栄町6番6号

福島県農業共済組合
組合長理事

佐瀬初彦

福島県福島市南中央三丁目36番地

福島県土地改良事業団体連合会
会長

車田次夫

福島県福島市中町8番2号

うつくしまふくしま農業法人協会
会長

降矢敏朗

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県指導農業士会
会長

鈴木光一